3 資金を借りる方

(1)「借受人（決定までは借入申込者、以下同じ）」となる方

- 「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人の方と締結することになります。東京都社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。
- 原則として「生計中心者」を借受人とします
 ※「生計中心者」とは、世帯の中で一番収入が多く、中心となって生計を支えている方のことです。
- ただし、世帯員の年齢や就労状況等を踏まえ、世帯の状況によっては、どなたを「借受人」とすることが適切か、ご相談させていただきます。

(2)「借受人」となる方の条件

- 東京都内にお住まいであり、住民票の住所と現住所が一致していること
 ※東京都外にお住まいの方は、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。
- 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと（不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く）

〔外国籍の場合〕 ①②の両方を満たしている必要があります

①下記のいずれかであること

- 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が下記のいずれかであること（永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等）
- 入管特例法に定められている「特別永住者」

②現住所に6か月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

4 貸付内容及び条件等

(1) 貸付限度額　100,000円以内の必要額（1,000円単位）

※本資金を債務の返済に充てることはできません。

(2) 貸 付 利 子　無利子

※貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して年3％の延滞利子が発生します。

(3) 据 置 期 間　2か月

(4) 返 済 期 間　12か月以内

(5) 返 済 方 法　原則として口座引落しで月賦返済

(6) 連帯保証人　不要

(7) 個人情報保護の考え方

- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとって、利用目的の範囲に限って利用します。
- 事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ当制度をご利用ください。

(8) 5万円を超える貸付を必要とする場合

- 借受人に配偶者等がいる場合は、配偶者等も社会福祉協議会での面接が必要です。